

内閣府環境配慮の方針

平成15年11月17日
内閣府本府環境配慮の方針推進委員会決定

1. はじめに

政府は、環境政策の基本的な方向と取組の枠組を明らかにするため、平成12年12月22日に「環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - 」を閣議決定した。同計画では、持続可能な社会の実現のためには、社会の構成員であるすべての主体が環境に対する自らの責任を自覚し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境負荷を可能な限り低減させていくことを目指すことが必要とされている。特に、関係府省は、同計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにするとともに、その推進を図るため、政府は、率先して、自主的に、環境管理システムの導入に向けた検討を進めることとされている。

これを受け、内閣府（宮内庁並びに公正取引委員会、国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を除く。以下同じ。）としても下記のように内閣府環境配慮の方針を明らかにし、所管の政策分野における環境施策の方向性を示すとともに、日常業務においても、環境に配慮した取組を推進していくこととする。

2. 環境施策の推進

内閣府の所管する政策分野において、以下のような環境施策を講ずることとする。

(1) 環境と調和した国民生活の促進

環境と調和した国民生活の定着を促進するとともに、国民生活に係る省資源・省エネルギーについての普及啓発を行う。

(2) 環境施策の基盤となる研究・統計等の整備

温暖化対策技術の研究・開発等について調査・検討を行うなど、環境保全に資する科学技術の推進を図る。また、経済と環境の関係を明らかにする取組を行う。

(3) 沖縄における環境共生型社会の形成

沖縄振興計画（平成14年7月10日内閣総理大臣決定）に基づき、沖縄の自然環境と社会経済活動との調和を図るとともに、環境負荷の少ない循環型社会の構築に資する施策を推進する。また、沖縄の豊かな自然を守るため、環境保全対策を推進する。

3. 日常業務における環境に配慮した取組の推進

内閣府はこれまで、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第110号）に基づく政府の実行計画を推進するとともに、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境への負担が少ない物品等を積極的に調達（グリーン調達）してきた。今後とも日常業務においても以下のような環境に配慮した取組を推進していくこととする。

1. 物品等の購入や使用に当たっての取組

(1) グリーン調達の推進

- ・グリーン購入法に基づき内閣府において毎年定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に従い、グリーン調達を推進する。

(2) 自動車等の効率的利用

- ・平成16年度までにすべての公用車を低公害車へ切り替える。
- ・相乗りによる公用車利用の効率化を図る。
- ・自転車や公共交通機関による移動を奨励する。

(3) 用紙類の使用量の削減

- ・電子メールや府内LANの積極的な活用、文書・資料等の磁気媒体での保存等によるペーパーレス化を推進する。
- ・両面コピーの徹底を図る（内部で使用する各種資料をはじめ、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、特段の支障のない限り極力両面コピーとする。）
- ・使用済み封筒の再利用の徹底を図る。

(4) ゴミの分別やリサイクルの推進

- ・コピー機やプリンターのトナーカートリッジの回収を推進する。
- ・分別回収用のボックスを設置する。
- ・不要になった用紙等をクリップ、バインダー等を外して分別回収する。

2. 庁舎の整備・管理等における取組

(1) エネルギー使用量の抑制

- ・電子内閣府(e-CA0)の構築を推進し、ITの活用による業務の効率化を図る。
- ・冷暖房の適正な温度管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は20度程度）を行う。
- ・夏期における執務室、府内会議での軽装を励行する。
- ・冷暖房中の窓、出入り口の開放を禁止する。
- ・近隣階へのエレベーター使用を自粛する。
- ・昼休み中の消灯やOA機器類の節電に努める。

- ・ 残業時において照明が必要な箇所以外では消灯する。
- ・ 夜間の残業削減や有給休暇の計画的消化を図る。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制

- ・ 温室効果ガスの少ない空調設備を導入する。

(3) 太陽光発電等新エネルギーの導入

- ・ 太陽光発電、太陽熱利用システムの一層の活用を図る。

(4) 屋上の緑化

- ・ 庁舎屋上の緑化を推進する。

3. 職員に対する環境問題に関する研修機会や情報提供の充実等

- ・ 職員に対する環境保全関連行事への参加を奨励する。
- ・ 新人研修等において本方針の周知を図る。

4. 推進体制

内閣府本府環境配慮の方針推進委員会において、本方針の推進を図るとともに、毎年度、進捗状況の点検を行い、本方針の必要な見直しを行う。その結果はホームページで逐次公表することとする。

内閣府本府環境配慮の方針推進委員会設置要綱

〔平成15年11月14日
大臣官房長決定〕

内閣府本府環境配慮の方針推進委員会設置要綱について、下記のとおり定める。

記

1 目的

環境基本計画（平成12年12月22日閣議決定）に基づき、内閣府本府における環境に配慮した取組の基本的事項を定め、その推進を図るため、内閣府本府環境配慮の方針推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 構成

委員会の委員長は大臣官房長とする。

委員長代理は、大臣官房審議官（官房担当）とする。

委員会は委員長、委員長代理のほか、部局（内閣府本府文書管理規則（平成13年内閣府訓令第22号）第3条第10号に規定するものをいう。）の総括課長等を構成員とする。

3 所掌事務

（1）内閣府本府における環境配慮の方針の策定及び推進に関すること。

（2）内閣府本府における環境配慮の方針の進捗状況の点検に関すること。

4 構成員以外の者の出席

委員会は、必要に応じ、構成員以外の者を出席させることができる。

5 庶務

委員会の庶務は、大臣官房企画調整課において処理する。

6 その他

その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(参考)

委員会の構成員

委員長 大臣官房長
委員長代理 大臣官房審議官(官房担当)

大臣官房総務課長
同 人事課長
同 会計課長
同 企画調整課長
同 情報管理課長
同 国際課長
同 政策評価官
同 厚生管理官
同 参事官(政府広報室総括担当)
同 迎賓施設建設推進室次長
同 遺棄化学兵器処理担当室参事官
同 タウンミーティング担当室参事官
同 拉致被害者等支援担当室参事官
同 イラク復興支援担当室参事官
政策統括官付参事官(総括担当)
産業再生機構担当室参事官
構造改革特区担当室参事官
賞勲局総務課長
男女共同参画局総務課長
国民生活局総務課長
沖縄振興局総務課長
食品安全委員会事務局総務課長
原子力安全委員会事務局総務課長
国会等移転審議会事務局参事官
情報公開審査会事務局総務課長
道路関係四公団民営化推進委員会事務局参事官
地方分権改革推進会議事務局参事官
経済社会総合研究所総務部長
迎賓館庶務課長
北方対策本部参事官
国際平和協力本部事務局参事官(総務担当)
沖縄総合事務局次長